

令和 7 年 12 月 25 日  
青森市総務部人事課長

## 職員の失職について

令和 7 年 5 月 13 日に本市浜田豊田で発生した交通事故の容疑者として、同月 21 日に逮捕された本市職員に対して、本日、過失運転致傷及び道路交通法違反による懲役 10 月、執行猶予 3 年の判決が確定したことから、地方公務員法第 16 条第 1 号及び同法第 28 条第 4 項の規定により、当該職員が失職となりましたのでお知らせします。

### 失職した職員

市民病院看護局 看護師 高村 泰輝（39 歳）

### 失職年月日

令和 7 年 12 月 25 日

(参考) 地方公務員法抜粋

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第 28 条

4 職員は、第 16 条各号(第 2 号を除く)のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。